	854.6645MHzを超え854.66675MHz以下の周波数 854.67075MHzを超え854.673MHz以下の周波数 855.4145MHzを超え855.423MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（856.2MHz以下のものに限る。） 855.97075MHzを超え855.97925MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（856.8MHz以下のものに限る。） 856.25825MHzを超え856.26215MHz以下の周波数 856.26285MHzを超え856.26675MHz以下の周波数 856.97075MHzを超え856.97925MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（857.8MHz以下のものに限る。） 857.6645MHzを超え857.66675MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（858.5MHz以下のものに限る。） 857.67075MHzを超え857.673MHz以下の周波数 859.92075MHzを超え859.923MHz以下の周波数	
七の項に掲げる区域	854.33325MHzを超え854.33715MHz以下の周波数 856.58325MHzを超え856.58715MHz以下の周波数	
八の項に掲げる区域	850.46285MHzを超え850.46675MHz以下の周波数及び当該周波数に0.5MHzの整数倍を加えた周波数（851MHz以下のものに限る。） 850.48325MHzを超え850.48715MHz以下の周波数及び当該周波数に0.5MHzの整数倍を加えた周波数（851MHz以下のものに限る。） 852.35825MHzを超え852.36215MHz以下の周波数及び当該周波数に0.5MHzの整数倍を加えた周波数（853.4MHz以下のものに限る。） 852.48325MHzを超え852.49175MHz以下の周波数及び当該周波数に0.5MHzの整数倍を加えた周波数（854MHz以下のものに限る。）	
九の項に掲げる区域	859.57075MHzを超え859.573MHz以下の周波数	
十の項に掲げる区域	850.10825MHzを超え850.11215MHz以下の周波数及び当該周波数に0.5MHzの整数倍を加えた周波数（851.7MHz以下のものに限る。） 850.37075MHzを超え850.37925MHz以下の周波数及び当該周波数に0.5MHzの整数倍を加えた周波数（852.9MHz以下のものに限る。） 850.47075MHzを超え850.47925MHz以下の周波数及び当該周波数に0.5MHzの整数倍を加えた周波数（854MHz以下のものに限る。） 850.49575MHzを超え850.50425MHz以下の周波数及び当該周波数に0.5MHzの整数倍を加えた周波数（851.6MHz以下のものに限る。） 851.42075MHzを超え851.42925MHz以下の周波数及び当該周波数に0.5MHzの整数倍を加えた周波数（852.5MHz以下のものに限る。） 853.42075MHzを超え853.42925MHz以下の周波数及び当該周波数に0.5MHzの整数倍を加えた周波数（854MHz以下のものに限る。） 853.49575MHzを超え853.50425MHz以下の周波数 854.50825MHzを超え854.51675MHz以下の周波数 854.55825MHzを超え854.56675MHz以下の周波数 854.62075MHzを超え854.62925MHz以下の周波数 854.65825MHzを超え854.66675MHz以下の周波数 854.67075MHzを超え854.67925MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（856.2MHz以下のものに限る。） 854.68325MHzを超え854.69175MHz以下の周波数	
	857.27075MHzを超え857.27925MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（858.1MHz以下のものに限る。） 857.47075MHzを超え857.47925MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（859MHz以下のものに限る。） 857.50825MHzを超え857.51675MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（859.1MHz以下のものに限る。） 857.55825MHzを超え857.56675MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（859.1MHz以下のものに限る。） 857.62075MHzを超え857.62925MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（859.2MHz以下のものに限る。） 857.65825MHzを超え857.66675MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（859.2MHz以下のものに限る。） 857.67075MHzを超え857.67925MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（859.2MHz以下のものに限る。） 857.69575MHzを超え857.70425MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（858.5MHz以下のものに限る。） 857.70825MHzを超え857.71675MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（859.3MHz以下のものに限る。） 858.28325MHzを超え858.29175MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（859.1MHz以下のものに限る。） 858.39575MHzを超え858.40425MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（859.2MHz以下のものに限る。）	
十五の項に掲げる区域	施行規則第五十一条の九の七第一号に掲げる区域	850.20825MHzを超え850.2105MHz以下の周波数及び当該周波数に0.5MHzの整数倍を加えた周波数（853.8MHz以下のものに限る。） 850.73785MHzを超え850.74175MHz以下の周波数 851.73785MHzを超え851.74175MHz以下の周波数及び当該周波数に0.5MHzの整数倍を加えた周波数（852.8MHz以下のものに限る。） 853.18325MHzを超え853.1855MHz以下の周波数及び当該周波数に0.5MHzの整数倍を加えた周波数（853.7MHz以下のものに限る。） 853.73785MHzを超え853.74175MHz以下の周波数 855.67075MHzを超え855.67925MHz以下の周波数及び当該周波数に0.75MHzの整数倍を加えた周波数（859.5MHz以下のものに限る。） 855.69575MHzを超え855.70425MHz以下の周波数 856.63785MHzを超え856.64175MHz以下の周波数

2　この周波数は、法別表第七備考の規定を適用する。

○厚生労働省告示第四百二十三号

雇用保険法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、平成二十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のとおり告示する。

平成二十一年九月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

一　常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償に係る休業の開始の日の属する月の前月の末日において常時百人以上の労働者を使用するものとして休業補償の額）に乗ずべき率　別表第一に掲げる率

二　常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類において、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の六十（当該事業場が、当該休業補償に係る休業の開始の日の属する月の前月の末日において常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額）に乗ずべき率　別表第二に掲げる率

三　日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に乗ずる率　別表第三に掲げる率